

事務費改定のお知らせ

現行

12%

改正後

14%

改正時期

令和5年 10月1日より適用

当センターの事業につきまして、日ごろから格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年10月より消費税に関するインボイス制度が施行されます。この制度では、センター会員は免税事業者であることから「仕入税額控除」を受けられなくなり、配分金に含まれる消費税相当分をセンターが負担することになります。

センターの請負金額には、作業会員への配分金とセンターにおける諸費用としての事務費をご請求させていただいております。この事務費率は、公益的観点から可能な限り低率としておりますが、最近の物価高騰、インボイス制度の施行による負担増が想定されるためやむを得ず事務費の改定をさせていただきます。

引き続き、センターでは経費節減と満足いただけるサービスに努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人 渋川市シルバー人材センター
渋川市吹屋376
TEL 0279-22-4688